

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 3 2
- 2 案件名 税システム OS 更新に伴う連携テスト対応業務委託（共通基盤）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 締結日 ～ 令和 5 年（2023 年）10 月 31 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
税システムについて令和 5 年 10 月 10 日に WindowsServer2012 のサポート期間が終了することによる OS 更新に伴い、共通基盤システム側に対応作業が発生します。
共通基盤システムについては、上記契約相手方と令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの長期継続契約を締結しております。当該作業は、共通基盤システムの構築事業者であり、かつシステムの著作権を有している日本電気株式会社しか実施できません。
以上の理由より、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結をおこないます。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4703

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 6 4
- 2 案件名 資産管理システムバージョンアップ業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和5年（2023年）6月30日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 NECフィールディング株式会社 神戸支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当該契約でバージョンアップを行う資産管理システムは上記契約相手方が保守運用を行っているシステムであるため、他の事業者による作業ができません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4706

特名随意契約の理由書

1 案件番号

国保委 - 13

2 案件名

宝塚市特定健診未受診者対策及び特定保健指導訪問指導等業務委託

3 案件場所

宝塚市東洋町外地内

4 契約期間

契約締結日～令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市灘区水道筋5丁目1-15-305

社名： 創和クリエイティブライフ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該業務委託について、上記契約相手方は、令和5年（2023年）5月22日に実施した公募型プロポーザル審査会において、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定及び宝塚市契約規則第20条第1項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名： 国民健康保険課

内線： 2661

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 物品売買（花壇花苗）
- 3 案件場所 宝塚市 安倉北1丁目 地内
安倉フラワーガーデン内
- 4 契約期間 契約日から
令和5年（2023年） 6月2日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市山本東2丁目2番1号
社名：宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当（宝塚市契約規則
第20条第1項ただし書該当）

(指定理由) 本件は、市内一円にある地域緑化モデル地区指定団体が管理する公共花壇に配布する花苗として一括購入するものです。本市の公共花壇の管理については、半年間まちを彩り続ける良質な花苗を安定的に供給することが求められていると共に、この事業を通じて、本市の地場産業の育成及び園芸技術の向上を図る必要があります。
当該業者は宝塚市と3地区の専門業者が植木産業の振興と地域活性化を目的として設立された業者であり、花卉園芸に卓越した技術力・経験を有し、花苗販売のみではなく、市内のボランティア団体、企業、学校等に講習会の実施など積極的に園芸技術の普及に努めており、市民の園芸技術向上にも大きく寄与しています。
よって、市内の緑化団体へ配布する良質な花苗の安定供給を図ることができると共に、花苗を通じて花壇づくりの学習支援や緑化啓発事業の普及促進による市内緑化団体の育成、園芸技術の向上、市民緑化意識の醸成を図ることができることから、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定により当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先 宝塚市 公園河川課（内線 2048）

特名随意契約の理由書

1 案件番号 KS-1

2 案件名 「簡易耐震診断推進事業」業務（単価契約）委託

3 案件場所 宝塚市市内一円地内

4 契約期間 令和5年（2023年）5月8日～
令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所：神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
社名：公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第3号該当

（指定理由）

「簡易耐震診断推進事業」に基づく耐震診断業務については、兵庫県下一律の診断判定基準により実施する必要があり、耐震診断判定基準の整備及び耐震診断員の養成・指導を行える団体でなければならない為、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターに委託します。同団体は、住宅建築に関する総合的な指導を実施することができる公的機関であり、本事業の遂行について県下各市町とも同団体と契約する予定です。

7 問合わせ先

課名：建築指導課 内線：2363

特名随意契約の理由書

1 案件番号 健推委－3

2 案件名 町ぐるみ健診業務委託

3 案件場所 宝塚市市内一円 地内

4 契約期間 令和5年(2023年)5月23日～
令和6年(2024年)3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区海岸通1番地

社名： 兵庫県厚生農業協同組合連合会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由) 本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律及び、健康増進法等に基づく、特定健康診査、後期高齢者健康診査、基本健康診査、各種がん検診事業等であり、市民等の医療・健康のニーズに対して、的確で効率的なサービスの提供が求められます。

受託者は、検査の実施や精度管理の資格、認定等を有し、当市が求める日程での検診機器の配置、並びに専門技師やスタッフ等を派遣できることが必須条件となります。

その上で、一定レベルの精度を有し、健診形態に合わせた事業を実施できるなど、優れた能力を有するという当市の求める条件を満たす者は当該相手方しかなく、以上のことから特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先 健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

1 案件番号

健推委 - 78

2 案件名

宝塚市特定保健指導訪問指導等業務委託

3 案件場所

宝塚市小浜4丁目外地内

4 契約期間

契約締結日～令和6年(2024年)3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市灘区水道筋5丁目1-15-305

社名： 創和クリエイティブライフ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該業務委託について、上記契約相手方は、令和5年(2023年)5月22日に実施した公募型プロポーザル審査会において、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案をし、優秀であると認められたことから、優先交渉権者として選定され、その後の交渉において合意に至ったため。

7 問い合わせ先

課名： 健康推進課

内線： 2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－5
- 2 案件名 宝塚市子育て世帯生活支援特別給付金
コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)9月30日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町3－1
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号及び5号 該当
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該事業の受託について、全国一斉開始事業のため事業者の取り合いの状態となっていることから、一刻も早く業者決定する必要がある。
事業の実施にあたっては、情報を活用する児童手当及び児童扶養手当等の既存制度に関する業務経験等を有し、対象者への給付金支給や問い合わせに円滑に対応できることが求められる。
上記事業者は、本市における令和4年度の特別給付金や他市における臨時給付金に係るコールセンター設置業務や給付金支給業務等の十分な受託実績があり、準備期間が限られる中で、本市が求めるレベルで対応が可能な唯一の事業者であったため、当該事業者を指定する。
- 7 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－6
- 2 案件名 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金システム（その他世帯分）
構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年（2023年）12月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島2－4－27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務について、児童手当システムとの連携による児童手当の受給有無の情報の活用が必要であり、児童手当システムの販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により、同システムとの連携が不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－7
- 2 案件名 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金システム（ひとり親世帯分）
構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年（2023年）12月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島2－4－27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務について、児童扶養手当システムとの連携による児童扶養手当の受給有無の情報の活用が必要であり、児童扶養手当システムの販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により、同システムとの連携が不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委―6
- 2 案件名 一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託
- 3 案件場所 高司5丁目外
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)12月1日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市弥生町3番4号
社名：サンター商事株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回発注する一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託は、年2回地域住民の協力を得て実施する「宝塚を美しくする市民運動」において、当日市民が清掃したごみの収集及び運搬業務を委託するものです。
収集業務については、市民の清掃したごみの収集場所が、令和5年度に委託している一般廃棄物収集及び運搬業務委託(一般家庭ごみ収集)の集積場所とほぼ同一場所であるため、同業務を委託している上記の業者が、地域の実情、周辺の地理に詳しく、業務が円滑に執行できるため。
- 7 問合わせ先
課名：環境政策課 内線：2402

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委—7
- 2 案件名 一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託
- 3 案件場所 安倉西3丁目外
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）12月1日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市山本丸橋4丁目65番11号
社名： 株式会社ダイシン
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回発注する一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託は、年2回地域住民の協力を得て実施する「宝塚を美しくする市民運動」において、当日市民が清掃したごみの収集及び運搬業務を委託するものです。
収集業務については、市民の清掃したごみの収集場所が、令和5年度に委託している一般廃棄物収集及び運搬業務委託（一般家庭ごみ収集）の集積場所とほぼ同一場所であるため、同業務を委託している上記の業者が、地域の実情、周辺の地理に詳しく、業務が円滑に執行できるため。
- 7 問合わせ先
課名： 環境政策課 内線： 2402

特名随意契約の理由書

1 案件番号 CR-投1

2 案件名 1号ボイラー前壁水管補修

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内

4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023)年12月28日

5 契約相手方

住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

本補修については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じる恐れがあるため。

7. 問合わせ先

課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-04
- 2 案件名 復水器制御設備補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和6年(2024)年 2月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)
本補修については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じる恐れがあるため。
7. 問合わせ先
課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 物件名 宝塚観光ガイドブック-夢をさがしに、宝塚-
- 2 納入場所 宝塚市立スポーツセンター内倉庫（宝塚市小浜 1 丁目 1-11）
- 3 納 期 令和 5 年（2023 年）6 月 21 日（水）
- 4 契約相手方
住所：大阪市北区中崎西 2-4-12 梅田センタービル 26F
社名：阪急阪神マーケティングソリューションズ（株）
- 5 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書き該当

（指定理由）
本件は、以前作成したものを、同一の内容で新たに増刷しようというものであるため作成者である上記相手方と随意契約を行う。
- 6 問い合わせ先
課名：観光企画課 内線：2412

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号
- 2 案件名 宝塚観光ダム施設開度計受信器等交換修繕
- 3 案件場所 宝塚市栄町1丁目外 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～ 令和5年(2023年)8月31日
- 5 契約相手方 住所：大阪市西区靱本町1丁目9番15号（大阪営業所）
社名：佐藤鉄工株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
本修繕は、水門という特殊設備であり、当施設の機械設備のあらゆる箇所に特注製品を使用しているため、構造・機能、補修履歴を熟知・理解していると共に補修後に水門の開閉操作・既存機器等を調整し機能確認を行う必要があることから、既設メーカーであり保守点検を実施している上記事業者と随意契約を締結し、本修繕を実施します。
7. 問合わせ先 観光企画課 内線 2627

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委—115～137
- 2 案件名 小学校体験活動事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各小学校 地内
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和6年(2024年)2月15日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市内各小学校
社名：小学校体験活動推進委員会
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当
環境体験事業実施要項及び自然学校推進事業実施要項

(指定理由)
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、小学校体験活動推進委員会により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各小学校体験活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該小学校の校長を代表とする団体で、小学校体験活動推進事業を円滑に推進することを目的としており、市立小学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各小学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先
課名： 学校教育課 内線： 2272